

京都市林業・木材産業構造改革事業補助金交付規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年3月19日

京都市長 門川 大作

京都市規則第80号

京都市林業・木材産業構造改革事業補助金交付規則の一部を改正する規則  
京都市林業・木材産業構造改革事業補助金交付規則の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

(交付の対象)

第4条 補助金の交付の対象者は、次に掲げる者（以下「組合等」という。）とする。

- (1) 森林組合
- (2) 公益財団法人京都市森林文化協会
- (3) 林業者又は木材製造業者が組織する団体で市長が適当と認めるもの
- (4) 本市の区域内の森林において産出された木材（これを製材し、又は加工したものを含む。）を利用する法人（木質資源循環利用効率化事業を行うものに限る。）で市長が適当と認めるもの

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(産業観光局農林振興室林業振興課)